

津市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

令和5年9月29日訓第52号

改正 令和7年5月29日訓第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備をいう。
- (2) 蓄電池 太陽光発電設備により発電した電力を蓄え、平時において充放電を繰り返すことで、必要に応じて電力を活用することができる定置型の設備をいう。
- (3) F I T制度又はF I P制度の認定 再エネ特措法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画に係る同条第4項の規定による経済産業大臣の認定をいう。
- (4) J－クレジット制度 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第5号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量（平成22年経済産業省、環境省告示第3号）第4項に規定するJ－クレジット制度をいう。
- (5) 最大出力値 太陽光発電設備における太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「津市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費

補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

（交付の対象）

第4条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「交付対象者」という。）に対し、補助金の交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）の購入及び設置工事を行う事業（以下「補助事業」という。）に要する費用をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 本市の区域内において、交付対象者が自ら所有し、居住する住宅（併用住宅及び共同住宅を含む。以下同じ。）の屋根等に太陽光発電設備を設置する者
- (2) 対象設備について、国及び他の地方公共団体から補助金、交付金その他これに類するものの支給を受けていない者
- (3) FIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者
- (4) 自己託送（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号に規定する接続供給（同号ロに掲げるものに限る。）を行わない者
- (5) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成29年3月資源エネルギー庁策定）を遵守できる者
- (6) 対象設備を設置する住宅が併用住宅又は共同住宅の場合は、太陽光発電設備により発電した電力を自己の居住の用以外の用に供する家屋の部分で消費しない者
- (7) 太陽光発電設備により発電した電力量の30パーセント以上を補助金の申請に係る住宅の敷地内で自ら消費する者
- (8) 対象設備の設置によって得られる環境価値（温室効果ガスの排出又は吸収という環境の保全に関する付加価値をいう。以下同じ。）のうち、需要家（電力を消費する者をいう。以下同じ。）に供給した電力量に係る環境価値を当該需要家に帰属させることができる者
- (9) 対象設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）を経過するまでの間、対象設備の設置により取得した温室効果ガスの排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わない者
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でない者

（対象設備）

第5条 対象設備は、次に掲げる設備とする。

- (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する太陽光発電設備
- ア 主として住宅の屋根等に設置するために販売されているものであること。
 - イ 設置前において使用に供されたものでないこと。
 - ウ リース設備ではないこと。
 - エ 増設されるものでないこと。
 - オ 買替えでないこと。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する蓄電池
- ア 主として住宅に設置するために販売されているものであること。
 - イ 前号の太陽光発電設備の附帯設備であること。
 - ウ 設置前において使用に供されたものでないこと。
 - エ リース設備ではないこと。
 - オ 増設されるものでないこと。
 - カ 買替えでないこと。
 - キ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
 - ク 定格容量値（単位はkW hとする。以下同じ。）が20kW h未満であること。
 - ケ その他市長が別に定める蓄電池の仕様を満たすこと。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる対象設備の区分に応じ、当該各号に掲げる額とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- (1) 太陽光発電設備 最大出力値（単位はkWで、小数点以下を切り捨てた値とし、10kWを限度とする。）に、1kW当たり7万円又は1kW当たりの補助事業に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）のいずれか低い値を乗じて得た額

(2) 蓄電池 次に掲げる額

- ア 1kW h当たりの蓄電池の価格（蓄電池に係る補助事業に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）をいう。以下同じ。）が155,000円以下の場合にあっては、蓄電池の価格に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、蓄電池の定格容量値（小数点第2位以下を切り捨てた値）が10kW hを超える場合にあっては、蓄電池の価格に3分の1を乗じて得た額に、10kW hを蓄電池の定格容量値で除した値を乗じて

得た額とする。

イ 1 kWh当たりの蓄電池の価格が155,000円を超える場合にあっては、定格容量値（10kWhを限度とする。）に1kWh当たり155,000円を乗じて得た額に3分の1を乗じて得た額とする。

2 前項各号の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、住宅1戸につき1回、かつ、交付対象者1人につき1回を限度とする。

（交付申請の期限）

第7条 規則第3条第1項の別に定める期日は、補助事業の開始日である対象設備の設置工事に係る契約締結日の10日前の日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）とする。

（添付書類）

第8条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助金額算出シート
- (2) 対象設備の設置に係る複数の販売事業者による見積書の写し
- (3) 対象設備の設置場所及びその付近の見取図
- (4) 対象設備の仕様書
- (5) 誓約書
- (6) 発電電力の消費量計画書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助事業の開始）

第9条 交付対象者は、規則第6条第1項の規定による通知を受けた後に、補助事業を開始しなければならない。

（計画変更等の承認申請）

第10条 市長は、交付対象者が補助事業を完了する予定の期間から30日を超えて延長する場合は、計画変更承認申請書（規則第2号様式）の提出を求めるものとする。

（実績の報告）

第11条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の1月末日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

(1) 補助金額算出シート

(2) 完了写真

ア 設置した建物全体を撮影したもの

イ 対象設備を撮影したもの（太陽光発電設備にあっては、太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーを撮影したもの）

(3) 太陽電池モジュールの配置図

(4) 対象設備の設置に係る契約書及び領収書の写し

(5) 対象設備の費用が分かる見積書又は内訳書

(6) 対象設備の保証書及び取扱説明書の写し

(7) 電力会社との接続契約書又は売電若しくは買電に関する契約書等の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助事業が完了した日は、対象設備の設置工事が完了し、当該対象設備の引渡しを受けた日又は当該対象設備の設置工事に要する費用の支払が完了した日のいずれか遅い日とする。

（財産の処分制限）

第12条 規則第17条ただし書の市長が定める期日は、補助事業が完了した日から起算して17年（蓄電池にあっては、6年）を経過した日とする。

（自家消費割合の報告）

第13条 交付対象者は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から3年間を対象とした自家消費割合報告書（別記様式）に発電量等が分かる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出期限は、それぞれ報告対象年度の翌年度の7月31日までとする。

（調査への協力）

第14条 市長は、交付対象者に対し、規則第18条に規定する調査のほか、必要に応じて補助事業の成果を示す書類の提供その他協力を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

1 この訓は、令和7年6月2日から施行する。

2 改正後の津市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後に実施する補助事業について適用し、同日前に実施した補助事業については、なお従前の例による。

別記様式（第13条関係）

自家消費割合報告書

年　月　日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所

報告者 氏 名 
電 話

年度に補助金の交付を受けた対象設備の自家消費割合について、
津市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第13条第
1項の規定により報告します。

1 報告期間 年　月　日から 年　月　日まで

2 報告対象期間における発電量等

報告対象期間	発電量 (kWh) ①	買電量 (kWh) ②	売電量 (kWh) ③	自家消費量 (kWh) ④ (①-③)
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
合計	(a)			(b)
⑤自家消費割合 (b)/(a)×100)		%		

- (注) 1 発電量等(上記①～⑤)が分かる書類を添付してください。
2 報告者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。